

7. 保健活動について

(1) 地域における保健師の人材育成について

(保健師の研修のあり方等に関する検討会の最終とりまとめ)

保健師は地域保健対策の主要な担い手として重要な役割を果たしており、地域保健を取り巻く多様な状況に即応できるよう、地域における保健師の保健活動の留意事項等を示した「地域における保健師の保健活動について」（平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号）を通知している。

その中で、地方公共団体に所属する保健師について、日々進展する保健、医療、福祉、介護等に関する専門的な知識と技術、連携・調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力を養成するよう努めることとされている。

一方で、国や地方公共団体等が実施している保健師の研修が必ずしも系統的に行われていない等の課題があることも踏まえて、厚生労働省では平成 26 年 5 月から、「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」を開催し、平成 28 年 3 月に自治体保健師の研修体制構築の推進策等に係る検討の成果をとりまとめた。

各地方公共団体におかれては、この最終とりまとめに示された推進策を活用し、個々の保健師の目標や能力の獲得状況、ライフステージ等の多様性に応じた、効果的な人材育成体制構築と人材育成を一層推進していただきたい。

(保健師中央会議について)

厚生労働省では、地方自治体において統括的な役割を担う保健師が、厚生労働行政の動向や地域保健活動に必要な知識・技術を習得することにより、地域保健対策に関する企画立案能力及び保健指導の実践能力の向上に資すること、さらに、地域の実情に応じた効果的な保健医療福祉対策の推進に資することを目的として、例年、保健師中央会議を開催している。令和 3 年度については、10 月中旬頃の開催を予定しているので、出席についてご配慮願いたい。

(保健指導従事者的人材育成)

生活習慣病対策の充実・強化や、新たな健康課題に適切に取り組むための人材育成については、保健師等による効果的な保健指導の実施を念頭に、適切かつ高度な知識と技術の習得が重要であり、保健師の研修体制の一層の整備を図ることが求められている。

厚生労働省では、市町村の管理的立場にある保健師を対象として、政策形成や人材育成を推進する上で管理者に必要な能力を向上させるための研修事業を実施している。令和 3 年度の会場については、決まり次第お知らせする。

また、平成 28 年度から国立保健医療科学院において、組織横断的に総合調整しながら効果的、効率的な公衆衛生看護活動を推進することを目的とし、都道府県・保健所設置市（政令市・特別区等）の統括的な役割を担う保健師を対象とした公衆衛生看護研修を実施している。令和 3 年度も実施予定であるので、各地方公共団体におかれては、積極的な参加をお願いする。

これらの事業も活用しながら、地域保健従事者に対し計画的かつ効果的に研

修の受講機会を提供し、保健師等の資質向上に努めていただくようお願いする。

(2) 保健師の人材確保について

自治体保健師は、地方交付税の算定基礎の対象となっている。地方公共団体ごとに状況は異なると思われるが、多種多様な住民ニーズや新たな健康課題に対し、住民に効果的かつ質の高い保健福祉サービスを提供するため、自治体保健師の計画的な確保・配置を引き続きお願いする。

特に、「保健所体制強化について」の項目で述べたとおり、令和3年度から2か年をかけて、保健所における感染症対策に従事する保健師の増員のための地方財政措置が講じられることとなっているため、今般の新型コロナウイルス感染症対応踏まえ、早急に保健所の体制強化に取り組んでいただくため、積極的な対応をお願いする。

(3) 保健師活動領域調査

毎年実施している保健師活動領域調査（領域調査）について、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、実施時期や実施内容の変更を行ったところであるが、令和3年度については例年通り5月1日に実施を予定しており、非常勤職員についても調査の対象とする予定であるので、ご留意願いたい。

なお、令和3年度に予定をしていた活動調査については、新型コロナウイルス感染症対応のため自治体が多忙であることを考慮するとともに、この機会に調査内容の見直しを検討する予定であることから、令和3年度中の調査は行わず、令和4年度に実施することとするので併せてお知らせする。

(4) 地域保健・職域保健の連携の推進【資料7-1】

生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、地域・職域における保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が重要である。

平成17年度から全国的な取組として、都道府県や二次医療圏ごとに、地域保健と職域保健が連携を図り、健康づくりのための社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施するなどの取組を推進するため「地域・職域連携推進協議会」の設置を推進しており、協議会の開催経費や協議会が行う連携事業の経費を補助している。

人生100年時代を迎える現在、超高齢社会や働き方改革を背景に、国民の働き方やライフスタイルが大きく変化、多様化する中で、地域保健・職域保健のそれぞれの主体が青壮年・中年層を対象とした健康づくりの取組をさらに推進するための新たな連携の在り方が求められている。こうした状況を踏まえ、平成31年3月に「これから地域・職域連携推進の在り方に関する検討会」を立ち上げ、「地域・職域連携推進ガイドライン」を改訂し、令和元年9月26日に公表した。ガイドライン及び検討会報告書は、都道府県、保健所設置市・特別区、都道府県労働局、労働基準監督署、労働者安全機構、産業保健総合支援センター及び関係団体に送付している。

また、厚生労働省においても地域・職域連携推進事業の更なる推進を図るため、全国の保健衛生関係者、労働衛生関係者等を対象に、地域・職域における健康課題や施策など、事業を展開する上で必要な知識や情報の提供、先駆的な取組事例の報告等をテーマに地域・職域連携推進事業関係者会議を実施している。地域・職域の幅広い対象者の健康づくりを進めるためには、地域一丸となった取組体制を構築していくことが重要である。各地方公共団体におかれでは、更なる地域・職域連携推進事業の実施をお願いする。

(5) 東日本大震災被災自治体における被災者の健康の確保について【資料7-2】

被災住民の住環境の変化による健康問題やメンタル面での不安等、復興のステージに応じた新たな課題に対応する必要性が生じており、こうした課題に応えることができる保健師の派遣が、引き続き要請されている。こうしたことを行まえ、直近では昨年12月に、全国の自治体あてに被災自治体への保健師派遣の協力を依頼する通知「令和3年度における東日本大震災被災市町村への保健師派遣の協力依頼について」（令和2年12月7日付け健健発1207第1号）を発出した。

厚生労働省としても引き続き被災市町村に対する支援に努めていくので、各地方公共団体においても、今後とも必要な支援の御協力をお願いする。